

特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見  
聴取に関する公示

沖縄労働局 一般公示 第4-64号

沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県新聞業の最低賃金改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律137号）第25条第5項に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和4年8月22日（月）17時までに、沖縄地方最低賃金審議会（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 事務局；沖縄労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和4年8月5日

沖縄労働局長 西川 昌登



## 沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者推薦に関する公示

沖縄労働局 一般公示 第4-65号

最低賃金法（昭和34年法律137号）第24条第4項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項に基づき、沖縄県新聞業最低賃金の改正決定に係る、専門部会の委員を任命したいので、沖縄県の区域内で新聞業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和4年8月5日

沖縄労働局長 西川 昌登



記

### 沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

#### 1 推薦資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、沖縄県区域内で新聞業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、沖縄県の区域内で、新聞業を営む使用者又はその団体

#### 2 候補資格者

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

#### 3 推薦手続き

##### (1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書などにより行うこと。

##### (2) 推薦締切期日

令和4年8月22日（月）17時

##### (3) 推薦の提出先

沖縄労働局 労働基準部 賃金室

（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階）

別紙様式

令和 年 月 日

沖縄労働局長 西川 昌登 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は、所在地、名称、代表者職氏名を記入のこと）

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県 新聞 業最低賃金専門部会に（労働者・使用者）を代表する委員として下記の者を履歴書及び内諾書を添付のうえ推薦する。

記

氏 名	年 齢	現 職	略 歴

内 諾 書

沖縄労働局長 西川 昌登 殿

令和 年 月 日

氏 名 印

私は、沖縄労働局から沖縄地方最低賃金審議会沖縄県新聞業最低賃金専門部  
会委員に任命された場合には同委員となることを承諾します。

